

被害者加害者対話におけるメディエーターの役割と研修

—メディエーター研修マニュアルの作成—

NPO 法人被害者加害者対話支援センター

藤岡淳子（大阪大学大学院） 森本志磨子（弁護士） 奥下いづみ（大阪少年鑑別所）
毛利真弓（名古屋少年鑑別所） 前野育三（関西学院大学） 三木憲明（弁護士）

＜要旨＞

「被害者加害者対話」とは、中立である第三者（メディエーター）が間に入ることによって、犯罪の被害者と加害者とが直接対面し、それぞれの犯罪体験を語り・聞くことによって、自分なりにその体験を整理し、区切りをつけて、新たな一步を踏み出す一助とすることをめざすものである。日本において VOM プログラムを提供する団体として、2004 年に大阪を拠点とする NPO 法人「被害者加害者対話支援センター」が設立された。メディエーターとしては、訓練を受けた一般の市民が想定されており、VOM の効果的実践にはメディエーターの適切な研修が欠かせない。本研究では、研修の基本計画およびマニュアルの作成を行った。研修時間は、4 日間で、計 24 時間とした。エクササイズ、ロールプレイを活用するため、人数は 12 名程度で行う。内容としては、①VOM、メディエーション、修復的司法に関する基本的知識と理解、②被害者の体験と被害者支援制度に関する理解、③加害者の特徴と刑事司法制度に関する理解、④基本的な対話進行のスキルを盛り込んだ。

＜キーワード＞

被害者加害者対話 メディエーション メディエーター 修復的司法

【はじめに】

～被害者加害者対話とは？～

ここで述べる「被害者加害者対話」とは、英語でいう Victim Offender Mediation を意味し、中立である第三者（メディエーター；調停人）が間に入ることによって、犯罪の被害者と加害者とが直接対面し、それぞれの犯罪体験を語り・聞くことによって、自分なりにその体験を整理し、区切りをつけて、新たな一步を踏み出す一助とすることをめざすものである。以下、被害者加害者対話を VOM と略称する。

ゼア（2003）によれば、VOM は、人類の昔からの葛藤・紛争解決の一方法として、ニュージーランドや日本でも伝統的に見られたものであるが、近代的な VOM は、1970 年代にカナダの少年司法制度内で始まり、この 30 年間ほどで欧米各国やニュージーランドに広がり、現在では世界で 1000 を越えるプログラムが存在する（Umbreit, 2001）。

VOM は、いわゆる修復的司法の実践的手段の一つと位置づけられる。従前のいわゆる応報的司法においては、公権力が被害者に代

わって被疑者（犯罪者）と争い、加罰することによって犯行によって崩された社会のバランスを取り戻そうとするのに対し、修復的司法においては、現行の刑事司法制度から締め出されていた被害者とコミュニティを呼び戻し、被害者と加害者、そしてコミュニティの人々が、自律的に犯罪体験に能動的・建設的に対処していくとするものである。

もちろん、元々葛藤状態にある二者が対面するのであるから、更なる混乱や被害が生じないように、間に立つ市民たるメディエーターの力量が必要とされるものであり、その研鑽が重要となる。そう述べるとあまりにも困難であるかのように思われるが、それは、日本で犯罪被害者というと、被害者が死亡している、いわゆる重大事件の被害者遺族などが念頭に浮かぶことも一因であろう。欧米における VOM のプログラムにおいては、主として少年の財産犯など取り返しのつきやすい、比較的軽微な事案を対象に、保護観察官や訓練を受けた一般市民ボランティアが実施している。多くの人々は、身近な喧嘩などの仲裁に入った経験を有している

であろう。

現代の（同席）調停は、米国で1960年代に盛んになり、さまざまな専門スキルを擁する技能である。調停では、主役はあくまで当事者双方であり、調停人の役割は、当事者同士の対話を促進することにある。これは、日本の家庭裁判所の調停にみられるような、権威者が「和解案」を提示し、それに従うか否かといった、「互譲」を求めるものとは、力点の置き方が異なる。

1 NPO「被害者加害者対話支援センター」について

日本において、上述のVOMプログラムを提供する団体として、2004年に大阪を拠点とするNPO法人「被害者加害者対話支援センター」が設立された。会員は、弁護士、法律および心理系の大学教員などの刑事司法や少年司法に関係する専門職にある人々を中心としている。

メンバーは、修復的司法とVOMについての勉強会を2年間重ね、7名が、VOMの第一人者の一人である米国ミネソタ大学のアンブライト博士のもとでメディエーター研修を受講し、それをもとに、1泊2日の研修を行った。また、2004年度は、特に被害者の状況に対して理解を深めるため、ほぼ隔月で、被害者、被害者遺族、被害者支援者の方々を後援者に勉強会を重ねた。

しかし、NPOを設立後1年間でのVOMの申込みは、10件ほどにとどまり、うち3名の申込者に事前の面談を行ったが、直接対面にはいたらなかった。

日本においては、被害者支援策も不十分であり、また「和解」を押し付けられるのではという懸念が被害者遺族に強く、VOMの実施は時期尚早であるという声がある。しかし、当事者たちとコミュニティの主体的な葛藤解決を強化する、現行の刑事および少年司法制度の改善策の一つとして、また少年たちの葛藤解決能力の育成方法の一つとして、今後、メディエーションおよびVOMの可能性は大きいと考えるものも大勢いる。

Umbreit(2001)の調査によれば、VOMを受けたものは、VOMを受けなかったものに比べ、特に被害者において、再被害への不安や恐怖が低減し、司法制度への満足感が高く、VOMは対話そのものが重視され賠償合意のみを目的をするものではないといふものの、実際には合意した賠償の約束が完遂される割合が有意に高く、また加害者の再犯率も有意に低下するなど、一定の成果をあげていると評価されている。

2 被害者加害者対話におけるメディエーターの役割

VOMの過程をメディエーターの視点から述べると、以下の段階がある。

事前個別面接段階～メディエーターは、申込者および被申込者に個別に会って、VOMについて説明し、質問を受け、事件にまつわる体験を聞き、それぞれのVOMへの期待（ニーズ）を知り、被害者・加害者双方に必要な情報を提供し、参加への同意を得る。直接対話が可能かどうか評価も行う。

直接対話段階～当事者双方の参加への同意が得られれば、日程と場所を調整し、安全で安心な対話の場を作り、対話を促進する。

直接対話は、以下の手順で進行する。

- ① メディエーターが参加者全員の前で、再度VOMやメディエーションの枠組み、約束事を説明する。
- ② 双方が、自らの当該犯罪に関係する体験を妨げられることなく語る。
- ③ 相互に聞きたいことを聞き、答える。
- ④ その上で、当事者たちが賠償について話し合い、同意書を作成し、署名する。
- ⑤ 双方をねぎらい終わらせる。

フォローアップ段階

3 メディエーター研修の概要

メディエーターの役割を果たすのは、メディエーター研修を修了し、被害者加害者対話支援センターにメディエーターとして登録された一般市民である。

基本研修は、6時間×4日=24時間とする。基本研修終了後、メディエーターとして登録するかどうか、本人およびセンターが判断する。

メディエーターは、原則二人一組でメディエーションを行い、基本研修を修了したものは、経験の豊かなメディエーターと組んで、スーパーヴィジョンを受ける。

重大事件など、より困難なメディエーションを行うには、さらに上級研修を修了する必要がある。

4 メディエーター基礎研修シラバス

研修時間は、前半2日間（基本的理解とスキル）、後半2日間（ロールプレイ）で、人数は12名程度。カリキュラムは、以下のとおり。

第1日

基本的理解（1時間）講義

調停とは？VOMとは？修復的司法とは？自己紹介

EX1 「帽子の中の期待と不安」（1時間）
メディエーション過程＆メディエーターの役割（1時間）講義

EX2 「聞いてもらう喜び」（1時間）
被害者の視点・加害者の視点（2時間）

EX3 「被害者の視点」
EX4 「加害者の視点」

第2日

被害者についての理解を深める（1.5時間）
被害者（遺族）または被害者支援者による講演

被害者支援制度および被害者の心理
加害者について理解を深める（1.5時間）
加害者または司法関係者による講演
司法制度の理解および加害者の特徴についての理解

態度と価値を知る＆聞く練習（2時間）
EX5 「回転木馬」

デブリーフィング＆まとめ（1時間）

第3日

被害者加害者対話支援センターのプログラムについて（1時間）講義
VTR（最初のコンタクト＆個別面談）視聴
最初のコンタクト（受託、電話、手紙）RP1
最初の個別面接 RP2
効果的なコミュニケーションスキルについて（1時間）講義
メディエーションセッション VTR 視聴（1時間）

第4日

メディエーションセッション RP 5時間
事例（V、O、M）のみのセッション RP3
拡大セッション RP4
デブリーフと評価（1時間）

5 メディエーター基礎研修マニュアル内容 第1章 被害者加害者調停とは？

第1節 調停とは？

同席調停とは？ 米国で1960年代に自然発生し、現在広く利用されている紛争解決法
3つのポイント

- ①争いを忌み嫌わない
- ②調停を通じて、当事者の自己解決能力を高める
- ③対話を通じて、当事者の目を「争いを超えたもの」に向ける

調停の目的

対話のプロセスが重要～当事者が自己決定し、自主解決するプロセス

- ①当事者をエンパワーする
(一番よくわかっているのは当事者)

- ②当事者同士が違いを認識する
- ③当事者間に一定の信頼を生む

現在の日本の「調停」：指導型調停

- ①違いの認識と相互理解を飛ばして、「和解」を押し付けられる
- ②「専門家」として「権威」を付与されているが、実際にはその専門性は不十分
- ③中立を失う

第2節 被害者加害者調停とは？

被害者加害者対話の目的

- 1 犯罪に起因する情緒的物質的損害を回復することに被害者と加害者が能動的に関わることができ修復的葛藤解決過程を提供する
- 2 被害者と加害者に、事件について話し、答えを得、感情を表現し、より区切りがついたという感覚を得る機会を提供する
- 3 被害者と加害者に事件に起因する損害に対処するプランを作る機会を提供する

1974年カナダで始まり、現在、欧米を中心に世界に1000以上のプログラムがある。

2004年 NPO「被害者加害者対話支援センター設立」

修復的司法（Restorative Justice）の実践手段の一つと位置づけられる。

少年による、「比較的軽微」な財産犯を対象とすることが多い。

代替措置（審判前）として、あるいは処分として（審判後）、地域社会で実施される。

メディエーターは、保護観察官、訓練された市民等。

メディエーターの存在、事前の準備が肝要。
メディエーターが被害者・加害者の双方に個別に会う。

日程を決めて、安心・安全な場所で直接会う。
個別に「自身の犯罪にまつわる体験」を語る。
気持ちと考えを十分にやり取りする。

同意書を作成する。

被害者にとっての意味

加害者しか知りえないことを直接加害者に聞くことができる。

自身の気持ちや考えを直接加害者に伝えることができる。

被害体験を整理し、位置づけ、手放す機会の一つにできる可能性がある。

再被害の危険性がありうる。

加害者にとっての意味

自分の行為が与えた他者への影響を直接知ることができる。

自身の行為を振り返ることができる。

謝罪と償いの機会を得ることができる。

犯罪行為から離れた生き方への第一歩を踏み出すことができる。
自分に誇りを持てるようになる機会になります。

留意事項

安全・安心な対話の場の設定（暴力不可）
事実認定に争いがない
参加への自由意志の尊重
選択肢の一つとして用意される
「対話の過程」が重視される
自分たちで決めることができる。
「合意書」は副産物
金銭的賠償のみではない
現実的で柔軟であること。
それほど難しく考えることはない。
(実際には日常生活の中で生じていること)

第3節 修復的司法とは？

修復的司法パラダイムにおける責任を持たせるための介入

- ・ 被害者から直接要求を聴取した上で賠償
- ・ 被害者によって選択された地域社会奉仕活動
- ・ 被害者への個人的労働奉仕
- ・ 訓練された地域のボランティアによる被害者加害者直接対話
- ・ 被害者パネル
- ・ 矯正施設内における被害者と加害者のグループ対話
- ・ 地域社会における被害者と加害者のグループ対話
- ・ 近隣での議論による解決
- ・ 学校メディエーション—ギヤングメディエーション
- ・ 矯正施設における葛藤解決訓練

犯罪被害者の意見を尊重し取り入れる：「バランスのとれた修復的な司法」

- ・ 被害者を顧問に迎える
- ・ 被害者をプロジェクトチームに入れる
- ・ スタッフに被害者教育を行う
- ・ 加害者に被害者教育を行う
- ・ 加害者に被害者パネル/対話をを行う
- ・ 被害者加害者対話グループ（施設内および社会内）
- ・ 被害者加害者対話
- ・ 被害者を加害者の助言者（メンター）にする
- ・ 被害者を地域奉仕活動の監督者にする

第2章 メディエーターの役割

第1節 メディエーターになる前に

エクササイズ1 「帽子の中の期待と不安」
無記名で、メディエーターになることについて期待と不安をそれぞれ一つずつ記入。
折りたたんで、箱に入れシャッフルする。
一人一つ引き、読み上げ、それに対する感じ方と反応を述べる。

エクササイズ2 「聞いてもらう喜び」

ペアになる。

1人が、最近友人や家族と言合いになったことを5分間話す。

相手は、さえぎることなく聞く。

ただし、最初の2分間は、「話しやすいように工夫して」聞く。

次に1分間「話しにくいように」聞く。

最後に再び「話しやすいように聞く」。

役割を交換する。

「チェックリスト」を作成する。

「チェックリスト」を使って「傾聴経験」について分かち合う。

傾聴スキルチェックリスト

あなたは相手の話を聞きながら：

話をさえぎったか？

それはなぜか？

話をさえぎりたくなかったか？

それはなぜか？

注意がそれがあったか？

何に注意を向けていたか？

それはなぜか？

聞きながら、相手についてどのような判断をしていたか？

あなたのボディーランゲージ（姿勢、表情等）は、相手に何を伝えたと思うか？

エクササイズ3 被害者の視点

「被害者の視点でのシナリオ（方向づけされた想像）」

被害者になったつもりで以下の話を聞く。

あなたは、この数ヶ月仕事上でも、私生活でもとても忙しく、いつも精一杯仕事をこなし、それでも家族に会うために、夜遅く、できるだけ急いで帰宅しています。師走にはいってますます気ぜわしくなっていますが、ボーナスをもらっての正月休みが楽しみです。正月は、家族や友人とゆっくりのんびりすごす予定です。

仕事納めが終わり、あなたはほっとして、帰宅します。が、玄関を開けるや否や、何かひどいことが起こったのを知ります。リビングに行くと、テレビとステレオがありません。台所に行くと、レンジとラジオがなくなっていて、勝手口の戸が少し開いていて、窓が割れています。あなたは、泥棒に入られたのです。

あなたは急いで、2階の寝室と書斎を調べま

す。タンスの引き出しが乱雑に開け放されています。時計や宝石、預金通帳がなくなっています。ボーナスを預けたばかりなのに！大切な、ノートパソコンも消えています！

下に降り、警察に電話し、やかんを火にかけます。座って、警察が来るのを待ちながら、今起こったことを考えて、がっくり落ち込みます。あなたはどんな気持ちですか？

(開眼してブレインストーミング)
(閉眼)

警官が何人かやってきて、ドアやあちこちの指紋を採取します。警官は、共感的に、詳細を聴取します。彼は、最近、この近所でいくつかの泥棒被害が生じていること、何かわかれれば知らせてくれることを約束します。

1カ月後、警察から犯人が逮捕されたとの連絡を受けます。

その1週間後、「被害者加害者対話支援センター」から、「被害」に関する哀悼と支援の可能性に関する手紙が届きました。

(ブレインストーム)

この時点でのサービスの介入をどのように感じますか？

あなたの最初の期待は何でしょう？

(閉眼)

メディエーターが来訪し、泥棒によって受けた被害に関して何かVOMにできることはないかと言います。

(ブレインストーム)

被害の回復のためには何から始めたらよいでしょうか？

(デブリーフィング：ペア：名前、今朝食べたもの、私の部屋)

エクササイズ4 「加害者の視点」

どんなに昔のことでもかまわないので、自分が犯したうちで、被害者を特定できる犯罪を思い浮かばせる。

- 1 犯罪者であることをどう感じるか？
- 2 自分の犯行の被害者をどう考えるか？
- 3 被害者と向き合わされることをどう感じるか？
- 4 どのように振舞うか？
- 5 VOMがあなたに提供しなければならないことは何か？

1~5について、話し合う。罪悪感や怒りが表明されることがありうる。それらの感情を積極的に扱う。加害者にも感情移入して、より良い信頼関係を持つことができるこれがメディエーターとして必要である。

エクササイズ5 「回転木馬」

お互いに知る、聞く／返す練習、自分自身を

知る

以下のトピックについて5分で話し合う。

トレーナーの合図で、内側の輪の人が、時計方向に一つ、回転木馬のように進む。次の人と同じことを繰り返す。

トピック1

私をVOMにひきつけるのは～である。

「私は、あなたの価値あるいは信念について、あなたは～と言っていると思う」

トピック2

「なぜ人は罪を犯すか？」

「私は、あなたの価値あるいは信念について、あなたは～と言っていると思う」

トピック3

「被害者が攻撃的な女性」、「加害者が反省的でない、冷笑的な態度」、「スーパーから万引した子どものいる離婚女性」、「非常に貧しい生活をしている被害者」であることが、自分の態度／行動にどのような影響を与えるか？

第2節 メディエーターの役割：対話としてのメディエーション

根底にある価値

- 1 葛藤と多くの違いにもかかわらず、我々が共有する人間性への信頼
 - 2 メディエーターの存在と当事者それぞれとのつながりが、効果的な葛藤解決を促進する上で重要であるという信念
 - 3 気持ちや関心、ニードを分かち合うことによって当事者同士が助け合うという過程を通じて、メディエーションが癒す力を持っているという信念（対話と相互扶助）
 - 4 ほとんどの人は平和に生きたいと望んでいるという信念
 - 5 ほとんどの人は学び、成長したいと望んでいるという信念
 - 6 全ての人々が持っている、逆境に打ち勝ち、成長し、同様の状況にいる他の人々を援助する内的な強さという力に対する信頼 実践に対して内包する意味
- 1 メディエーターの中立性
(心の乱れを整理し、眼前の重要な平和形成に焦点をあてる)
 - 2 メディエーターの役割のリフレーミング
(結果重視から対話と相互扶助の過程促進へと重点を移す)
 - 3 当事者双方とのメディエーション前のセッション
(彼らの話を聞き、情報を提供し、参加への自発的同意を得、ケースを評価し、対話に向けて準備する)
 - 4 ラポールと信頼の形成を通して当事者双

方とつながること

(メディエーション前の段階で始まる)

5 当事者の強さを見出し、それに働きかけること

(メディエーション前の段階で始まる)

6 必要であれば、コミュニケーションをコーチする

(メディエーション前のセッションで行う)

7 非指示的メディエーション

(メディエーターは、相互作用を独占したり話しそすぎたりせずに、当事者間の直接の会話／対話を促進する)

8 被害者と加害者が対面して座る

(当事者の文化的背景からして適切でない場合を除く)

9 癒しに果たす沈黙の力を認識し、活用する
(メディエーターは、当事者が明らかに居心地の悪さを感じているのでない限り、沈黙を尊重し、邪魔しない)

10 フォローアップセッション

(必要であれば、フォローアップセッションの日を決める)

VOM の基本的要因

- ・ 判決前あるいは判決後の照会
- ・ 加害者が罪を認めていることを必要とする
- ・ 加害者の参加はできる限り強制的ではない
- ・ 被害者の参加は自由意志に基づくものでなければならない！
- ・ メディエーターは、直接対話の前に各当事者に個別に会う
- ・ 対面する（当事者の文化的背景からして不適切な場合を除く）
- ・ 対話と相互扶助による葛藤解決に向けて、被害者と加害者をエンパワーする
- ・ 訓練された中立のメディエーターが存在する（普通は市民ボランティア）
- ・ 議題は二つ：
　　事実と感情を話す（自分の話をして、話し合う）
　　賠償プランを作る（葛藤解決と終結）

効果的な傾聴技能

- ・ 物理的に居心地が良いこと
- ・ 気を散らさないこと
- ・ 目を合わせる
- ・ 身体言語をよく見る
- ・ 裁かない
- ・ はっきりさせるために質問する
- ・ 相手の言葉を繰り返して理解したことを伝える

・ 基本的視点をまとめる

被害者／加害者に電話する

・ 名乗る

・ 事前に郵送した手紙と所属プログラムに言及する

・ このプログラムは被害者を支援し、加害者に償いの機会を作るプログラムであることを強調する

・ 「和解」、「許し」といった（僭越すぎる）言葉を使わない

・ 主たる目標は、何が起きたかをよく知り、プログラムの説明をするために、被害者あるいは加害者に個別に会う約束をとることである

・ プログラムに参加するかどうかは後で決められることを強調する

・ 自信のある、しかし協調的で感受性のあるコミュニケーションスタイルをとる

・ 必要であればプログラムについての情報を提供できるよう準備しておくが、それでも会う必要性を強調する（信頼は、実際に会うことによって築かれる！）

被害者／加害者との最初の個別面接

・ 再び自己紹介し、プログラムに簡単に触れる

・ 彼らの話を聞く（まず聞く体制に入るよう努める）「その侵入盗のあった夜、実際何が起きたのですか？」

・ 専門用語を使わずにプログラムの説明をする

・ 参加を勧めるが、圧力をかけたり、強制したりはしないこと

・ 「多くの被害者／加害者は、直接会ってことを正すことは役に立つと思いましたが、みながみなというわけではありません。あなたが選ぶことです」と述べよ

・ 加害者に対し：（もし参加に同意したら）彼らの賠償金を払う能力と個人奉仕活動あるいは地域奉仕活動の意思を評価する

・ 被害者に対し：（もし参加に同意したら）彼らの賠償のニーズと個人奉仕活動あるいは地域奉仕活動の意思を評価する

・ 被害者あるいは加害者が非常に口下手であったり、激しい感情を示したり、非常に攻撃的である場合は、メディエーション中、質問にどのように答えるかをコーチする

・ 決めるのに時間が必要なら、あとで電話する

対話段階

・ 対話セッションを行う

紹介／役割の説明

- ・何が起こり、人々がそれについてどう感じたのか話し合う
(各人が話し、質問と懸念が続く)
- ・損失と賠償の必要性が話し合われる
- ・賠償合意書に署名する
- ・プログラムコーディネーターに合意書を渡す

メディエーターの機能

- ・自主性と動機付けを徐々に教え込む
- ・相互作用を調整する
- ・コミュニケーションを補助する
- ・過程を見守る

VOMで話し合うとよい議題

- ・みなを紹介する
- ・メディエーターの役割を説明する
- ・手続きを説明する
- ・基本ルールを説明する
- ・何が起きたかと、その各当事者への影響を話し合う
- ・損失と賠償のニードを話し合う
- ・賠償プランをたてる
- ・合意書に署名する
- ・適切ならフォローアップセッションの日を決める
- ・各当事者に参加の礼を述べ、対話セッションを終える

対話セッションを始める

- ・みなを紹介する／席を決める
- ・メディエーターとしてのあなたの役割を説明する：

「私は、何が起きたかを話し合い、賠償の合意に至るよう手伝います。私は裁判所職員ではなく、合意しなければいけないと求めているものではありません」

- ・基本ルールの説明：
相手の話をさえぎらない等

- ・議題を設定する：
何が起きたか、および各当事者にとっての影響を話し合う

損失を話し合い、賠償プランをたてる

- ・双方ともに公平であると考える賠償の合意でなければならないことを強調する

- ・被害者と加害者の直接対話を開始させる：
「スミスさん、あなたから見て何が起きたのか、あなたがその侵入盗をどう感じたのかジョンに話してくださいますか？」

出来事について話すことから賠償の交渉に移る

- ・何が起きたかとどう感じたかについての話し合いは終わったか？
- ・必要であれば、さらに少し時間をとる

- ・損失についての話し合いと賠償の交渉に移る前に、他に気がかりなことはないか双方にたずねる
- ・被害者に損失を特定するよう頼む
- ・損失について加害者がどう見るかたずねる
- ・賠償の合意に関して選択肢を決める手助けができるよう準備しておく
金銭、被害者個人への労働奉仕、地域社会への労働奉仕
- ・賠償の合意条件は、双方ともに公平と考えるものでなければならない

賠償の合意書を作成する

- ・作成する前にあなたが理解した合意の条件を読み上げる
- ・具体的で、達成可能、そして測定可能であること
- ・賠償合意の鍵となる要素（金銭、労働奉仕等）
合計（金額、時間数等）、時間割（週、月等）
- ・合意書作成後、各当事者がそれを読んで、署名前に両親が見ることを要求しているのでなければ署名する
- ・双方に写しを渡す

VOM フォローアップミーティングの特徴

- ・一般に短い（15～30分間）
- ・あまり構造化されていない／より非公式的
- ・頻度（ケースによる）契約中間の再検討
合意の再交渉、あるいは終結のミーティング
- ・公的議題：賠償合意の監視
- ・非公式の議題：葛藤解決過程と終結の機会を強化する

第3章犯罪被害者を理解する（省略）

第4章犯罪加害者に働きかける（省略）

第5章効果的なコミュニケーション（省略）

第6章メディアションロールプレイ（省略）

（文献）

Umbreit, M.(2001)The handbook of victim offender mediation. Jossey-Bass. (藤岡淳子監訳『被害者加害者調停ハンドブック』誠信書房（近刊）)

ハワード・ゼア著 西村春夫他監訳『修復的司法とは何か』新泉社

レビン小林久子著『調停者ハンドブック』信山社

藤岡淳子編著（2005）『被害者と加害者の対話による回復を求めて』誠信書房